

全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

テーマ3. 医療費適正化
(レセプト点検、不正受給対策等)

平成25年10月8日

1. 保険運営の企画

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

<評価の視点>

支部の実情に応じ、医療費適正化対策のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施しているか。

<事業報告（概要）>

- 協会は、極めて厳しい財政状況に鑑み、保険料負担を少しでも軽減できるよう、自ら実行できる取組みとして、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、多数回受診者への適正受診指導等の医療費適正化対策を進めています。
- 支部ごとに医療費適正化対策を事業計画に盛り込んでいます。（レセプト内容点検効果額の目標、傷病手当金や柔道整復施術療養費等の審査を強化、適正受診の呼びかけ、健診結果に基づく加入者への受診勧奨を通じた重症化予防等
- 特に24年度は、都道府県等の地方自治体の医療政策に対する保険者としての発信力を強化するため、各支部ともに地方自治体との連携・協働を推進しました。
- 他の保険者とは保険者協議会を通じ、医療情報の共同分析や加入者向けの広報を共同で行うなど、幅広い部門での連携・協働し、協定の締結（「健康づくり」事業の共同実施等）を進めています。

<都道府県等の連携・協働の状況(25年3月現在)>

○保健事業の共同実施等に関し自治体と協定等を締結した支部

6支部（奈良、静岡、山形、東京、熊本、広島）

○都道府県の医療計画を策定する審議会等へ参画している支部

9支部（秋田、福島、埼玉、大分、富山、岐阜、三重、広島、徳島）

○都道府県の医療計画の策定に当たりパブコメを提出した支部

13支部（青森、岩手、山形、東京、福井、愛知、和歌山、島根、福岡、熊本、大分、鹿児島、沖縄）

<都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加>

20支部 → 27支部 ※設置都道府県数 33支部
(23年度) (24年度)

<都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加>

20支部 → 25支部 ※設置都道府県数 34支部
(23年度) (24年度)

<自己評価> A

- 支部の実情に応じるという点では、支部毎にレセプト内容点検効果額の目標を立てたり、現金給付の審査強化を行うとともに、多数回受診者に対する適正受診指導などを行っています。
- また、都道府県等の地方自治体との連携・協働を推進については、保健事業の推進に関する協定の締結やレセプト等の医療情報の共同分析の実施など、医療費の適正化に向けた幅広い分野での連携・協働を進めました。
- 更に、地域の実情に応じた医療費適正化対策を実現・推進するため、都道府県の医療費適正化計画や医療計画を策定する審議会等へ参画し、あるいはパブリックコメントを通じた政策提言を行うなど、積極的に意見発信に努めました。
- 24年度に各支部が行った医療費適正化対策の取組みは、評価の視点にある「支部の実情に応じ、医療費適正化対策のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施している」ものとして、十分に評価される内容と考えます。

1. 保険運営の企画

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

<評価の視点>

自己負担額軽減効果通知サービス等により使用促進効果を加入者に着実に情報提供するとともに、地域の実情に応じて、医療機関へ使用促進を働きかけるなど、きめ細やかな方策を推進しているか。

【目標指標】 ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）：23年度を上回る

<事業報告（概要）>

- ジェネリック医薬品の「希望シール」や「希望カード」を作成し、ジェネリック使用促進のご案内とともに加入者や事業所へ配布し、使用促進を図っています。

【平成24年度の作成枚数】

	作成枚数
希望シール(大)	810,000枚
希望シール(小)	4,305,000枚
希望カード	87,000枚

- 「ジェネリック医薬品軽減額通知」については、24年度は一度通知を送付した対象者のうち、ジェネリック医薬品へ切り替えていただけなかった対象者に対して、全支部で2回目の通知の発送を実施した結果、効果額が前年度実績を大きく上回りました。
- 協会の24年度のジェネリック医薬品の使用割合は、29.0%となっており、23年度の実績（23.4%）を大きく上回りました。

- ジェネリック医薬品の使用促進のためには、加入者の理解だけでなく、医療機関や医師、薬剤師等の医療現場の理解が不可欠です。
- そのため、各支部は、加入者や医師、薬剤師等の医療関係者が一同に会する対象としたジェネリック医薬品に関するセミナーの主催や、行政や薬剤師会など関係団体が開催するセミナーへの積極的に参加（後援参加など）しています。

＜ジェネリック軽減額通知切替者数＞

25万人 → 31万人
(23年度) (24年度)

＜ジェネリック軽減額通知効果額（推計）＞

39.3億円 → 48億円
(23年度) (24年度)

＜ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）＞

23.4% → 29.0%
(23年度) (24年度)

＜参考＞

協会の25年4月時点のジェネリック医薬品使用割合：30.1%

（政府目標：24年度末までに30%以上の使用割合）

平成21～24年度の軽減額通知効果一覧

	通知対象条件	コスト	通知対象者数	軽減効果人数 (切替率)	医療費全体		
					軽減額／月	軽減額／年※1	
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 40歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額200円以上 送付先:事業所	約7.5億円	145万人	38万人 (26.2%)	5.8億円	69.6億円	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額300円以上 ※ 22年度送付者は除く 送付先:事業所	約4.7億円	55万人	11万人 (21.5%)	1.4億円	16.8億円	
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額300円以上 ※22年度送付者は除く ※1回目通知で切替なかった者等に対し2回目通知を実施。 送付先:加入者	約5.0億円	【1回目】 (全支部) 84万人	20万人 (23.3%)	2.5億円	30.0億円	39.3億円
			【2回目】 (22支部) 21万人	5万人 (25.4%)	7,800万円	9.3億円	
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 35歳以上の加入者 ➤ 軽減効果額(医科400円以上、調剤200円以上) ※23年度送付者は除く ※1回目通知で切替なかった者等に対し2回目通知を実施。 送付先:加入者	約4.8億円	【1回目】 (全支部) 96万人	24万人 (25.1%)	3.1億円	37.2億円	48億円
			【2回目】 (全支部) 27万人	7万人 (24.9%)	9,000万円	10.8億円	

※1 軽減額／月×12か月(単純推計)

24年度のジェネリック医薬品セミナー開催状況

北海道支部

【日 時】 24年9月6日(木)14:00～16:00

【場 所】 札幌市男女共同参画センターホール

【参加者】 118名

【主 催】 北海道支部(後援:北海道厚生局、北海道薬剤師会、日本ジェネリック医薬品学会、日本ジェネリック製薬協会)

秋田支部

【日 時】 24年12月9日(日)13:00～17:00

【場 所】 秋田県総合保健センター

【参加者】 80名

【主 催】 秋田県薬剤師会、秋田支部(共催:NPO法人ジェネリック医薬品協議会)

福島支部

【日 時】 25年2月13日(水)19:00～20:30

【場 所】 福島市アクティブシニアセンター

【参加者】 63名

【主 催】 福島支部(協賛:福島県薬剤師会)

＜自己評価＞ S

- 協会の24年度のジェネリック医薬品の使用割合は、29.0%となっており、23年度の実績（23.4%）を大きく上回っています。また、25年4月時点における使用割合は、30.1%となっており、政府目標（30%以上）を上回っています。
- 「ジェネリック医薬品軽減額通知」については、協会が送付した対象者の方々のうち、概ね4人に1人はジェネリック医薬品に切り替えていただきました。その結果、この事業を開始した21年度以降の効果額の累計は、単純推計ベースで約174億円になります。これは、実施コスト（約22億円）を大きく上回るものです。また、24年度は、ジェネリック医薬品への切替者数及び効果額ともに23年度を大きく上回っています。
- 更に、地域の実情に応じた使用促進として、医療関係者や地方自治体等と協力してジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催するなどの新しい取組みを進めました。
- 協会が24年度に行ったこれらの取組みは、評価の視点にある「自己負担額軽減効果通知サービス等により使用促進効果を加入者に着実に情報提供するとともに、地域の実情に応じて、医療機関へ使用促進を働きかけるなど、きめ細やかな方策を推進している」ものとして、特に評価される内容と考えています。

2. 健康保険給付等

(4) 被扶養者資格の再確認

○ 被扶養者資格の再確認

<評価の視点>

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っているか。

<事業報告>

- ・被扶養者状況リスト等を対象事業所へ送付し、被扶養者資格の再確認を実施しました。
(被扶養者資格再確認の実施状況等) ※平成23年度は震災の影響により実施を見送りました。

	対象事業所	対象被扶養者	提出事業所数	被扶養者 削除人数	支援金・納付金に係 る負担減額(注) (推計)
平成22年度	108万件	740万人	90.5万件 (送付事業所数の 約84%)	8.7万人	40億円
平成24年度	109万件	735万人	91万件 (送付事業所数の 約83%)	9.0万人	35億円

注.22年度と24年度で算出方法が異なるため、単純には比較できません。

- ・平成24年度の提出率は約83%であり、平成22年度の約84%とほぼ同等の結果となりました。また、削除人数は約9.0万人となっています。
- ・支援金・納付金に係る負担減額は約35億円を見込んでいます。
- ・日本年金機構と連携し、同機構が送付する事業所宛て納入告知書への被扶養者資格の再確認チラシの同封や年金事務所へのポスターの掲示を行ないました。また、事業書の宛所不明で送達不能となったリスト分について、同機構の管理する事業所住所情報の提供を受けています。

＜自己評価＞ B

- ・ 被扶養者状況リストの提出率(約83%)については、22年度(約84%)とほぼ同等の結果となっています。
- ・ 削除人数(約9.0万人)については、毎年度実施することで、徐々に減っていくものと思われませんが、東日本大震災の影響により、23年度の実施を見送ったことで、22年度(約8.7万人)と同等の結果になったものと考えられます。

2. 健康保険給付等

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

○ 適正な給付業務の推進

<評価の視点>

「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用するなど、適正な給付業務の推進のための取り組みを行っているか。

<事業報告>

【傷病手当金、出産手当金】

・審査の際に請求内容に疑義が生じた場合には、被保険者や担当医師に照会を行うほか、審査医師(※)に意見を求めるとともに、不正請求の疑いのある案件については、各支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議で給付の適否を十分に検討し、適正な給付に努めています。(※保険者に医学的な助言等を行う医師)

・支給決定済みであるが、不正請求の疑いのあるデータを本部において抽出し、各支部で再審査を実施しました。

	傷病手当金	出産手当金
再調査依頼件数	787件	187件
再調査後に不支給決定した件数	5件	1件

【柔道整復施術療養費】

・多部位受診、頻回受診や長期受診等の申請内容に疑義が生じたものについて、加入者等に対して文書照会を行いました。

	平成23年度	平成24年度
柔整療養費の文書照会件数	30,520	82,855

・納入告知書、支部の広報誌、ホームページ等の広報契機を利用して加入者への適正な受診を周知しました。

・上記により、協会発足以降、増え続けていた柔道整復施術療養費の支給金額は、24年度分で639億円となり、初めて減少に転じました。(前年度比較▲8億円)

＜自己評価＞ B

【傷病手当金、出産手当金】

・引き続き、保険給付適正化プロジェクトチーム等を活用し、保険給付の適正化を徹底していきます。また、平成25年度は事業主に対する立入検査等を行なう権限が協会に付与されました。疑義のある保険給付の請求（例えば、著しく高額な標準報酬への改定後になされる保険給付の請求等）に対しては徹底的に調査をし、保険給付の適正化を図っていきます。

【柔道整復施術療養費】

・柔道整復施術療養費については、加入者等に対して施術内容等の確認の文書照会の実施を強化し、加入者への適正な受診の広報を推進したことにより、協会発足以降、増え続けていた柔道整復施術療養費の支給金額は、24年度分で639億円となり、初めて減少に転じました。

2. 健康保険給付等

(6) レセプト点検の効果的な推進

○ 効果的なレセプト点検の一層の推進

<評価の視点>

査定事例の集約・共有化、自動点検機能の効果的活用等により、点検技術の底上げが図られているか。

<事業報告> (レセプト点検効果額)

		平成23年度	平成24年度
内容点検	被保険者1人当たり効果額(円)	1,079	1,176
	被保険者1人当たり診療内容等 査定効果額(円)(10割分)※	288	301

※ 診療内容等査定効果額

保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、支払基金で査定され保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。これに対し、「被保険者1人当たり内容点検効果額」は、支払基金から医療機関へ返戻され、再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全て計上できるものではありません。

【内容点検】

- ・平成24年度の被保険者1人当たり内容点検効果額及び査定効果額はいずれも前年度を上回っています。また、財政効果は約230億円となっています。
- ・前年度実績を上回る数値目標を設定し、行動計画を作成のうえ、自動点検機能を活用し内容点検の効率化を図りました（「効果向上化計画」の実施）。
- ・点検効果向上化会議、スキルアップ研修、協会LANを活用した事例検討(Q&A)を実施し、点検技術の全国的な底上げを図りました。

【資格点検】

・平成23年10月から支払基金で実施している「請求前資格確認」により、平成24年度の資格点検効果額は前年度を下回りました。

【外傷点検】

・平成24年度の外傷点検効果額は前年度同額となっています。

<自己評価> A

【内容点検】

「効果向上化計画」の実施により、①再審査請求率の向上、②レセプト1件当たり査定金額の向上、③業務改善に向けた検討サイクルの確立を推進し全国的なレベルアップを図った結果、協会全体の被保険者1人当たり内容点検効果額は平成23年度よりも更に向上しました。

【資格点検】

平成23年10月から支払基金で実施している「請求前資格確認」により、平成24年度の被保険者1人当たり資格点検効果額は前年度を下回りましたが、レセプトの算定日情報を活用した点検を実施することにより、喪失後受診等の医療機関照会件数が減少し、資格点検業務の効率化が図られました。

【外傷点検】

平成24年度被保険者1人当たり外傷点検効果額は、平成23年度と同額でしたが、負傷原因照会の対象となる傷病名を有するレセプトの抽出については、システムを活用して効率的かつ効果的に行いました。

引き続き、レセプト点検の効果向上を図り、効果的なレセプト点検を推進していきます。

2. 健康保険給付等

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

○ 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

<評価の視点>

債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。
発生した債権については、適宜催告を行い早期回収に努めるとともに、法的手続きを積極的に実施するなど、債権回収の強化に努めているか。

<事業報告>

【保険証の早期回収】

- ・日本年金機構による回収催告（一次催告）において回収できていない方に対し、文書による二次催告を毎月実施するとともに、電話や訪問を取り交えた三次催告を実施しました。
- ・未返納者の多い事業所に対し、回収の徹底について依頼の連絡や訪問を実施するとともに、医療機関等へのポスター掲示依頼等を実施しました。

（被保険者証回収実績）

	一般被保険者分		任意継続被保険者分	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
協会での催告枚数	242,631枚	303,421枚	86,721枚	65,497枚
回収枚数	114,549枚	165,447枚	52,039枚	41,569枚
回収率	47.21%	54.53%	60.01%	63.47%

【債権回収の強化】

- ・ 債権回収の業務実施体制を構築し、債権管理回収業務に係る方針・重点事項に基づく対応を行ないました。
 - 統括責任者による債権管理回収業務の進捗状況の把握。
 - 新規発生債権に対し、文書催告や電話及び訪問による早期回収の徹底。
 - 債権発生原因、債権額、納付約束の有無等による債権の類型化と、その債権に応じた効果的な納付勧奨の実施。
- (債権の回収実績等)

・ 平成24年度の回収率は58.36%と前年度(57.71%)を上回っています。

(法的手続きの実施状況)

・ 平成24年度は法的手続きを全支部で実施しています。

	平成23年度	平成24年度
支払督促	25件	292件
通常訴訟	1件	6件
少額訴訟	0件	1件

<自己評価> A

【保険証の早期回収】

・ 保険証の回収については、二次催告の早期実施や電話や訪問を取り交ぜた三次催告の実施により一般被保険者分、任意継続被保険者分ともに前年度実績を上回りましたが、今後とも返納金債権発生防止のため、保険証の回収業務を強化していきます。

【債権回収の強化】

・ 債権回収率についても平成23年度実績を上回りましたが、引き続き資格喪失後受診による新規発生債権の早期回収を徹底します。

・ 平成24年度は法的手続きを全支部で実施しています。今後とも納付拒否者に対しては法的手続きを積極的に実施し、的確かつ確実な回収に努めていきます。